

各 位

会 社 名 **愛三工業株式会社**
代表者名 取締役社長 小林 信雄
(コード番号 7283 東証・名証第一部)
問合せ先 経営企画室長 坂口 巖
(TEL. 0562-48-6215)

新株予約権(ストックオプション)の発行に関するお知らせ

平成 26 年 6 月 13 日開催の当社取締役会において、当社第 112 回定時株主総会で承認され、会社法第 236 条、第 238 条、第 239 条の規定に基づきストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使時の払込金額、その他未定の部分は、当該新株予約権の割当日であります平成 26 年 7 月 1 日に決定する予定です。

記

- | | |
|---|--|
| 1. 新株予約権の割当日 | 平成 26 年 7 月 1 日を予定 |
| 2. 新株予約権の発行数 | 2,770 個 (新株予約権 1 個につき 100 株) |
| 3. 新株予約権と引換えに払込む金銭 | 金銭の払込は要しない |
| 4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 当社普通株式 277,000 株 |
| 5. 新株予約権の行使時の払込金額 | 未定 |
| 6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 | 未定 |
| 7. 新株予約権の権利行使期間 | 平成 28 年 7 月 1 日から平成 32 年 6 月 30 日まで |
| 8. 新株予約権の行使の条件 | ①新株予約権者は、権利行使時において、当社取締役、執行役員または従業員であることを要する。本新株予約権の権利行使期間満了時まで、次の事由が生じた場合は、権利を直ちに喪失するものとする。
(1) 当社取締役、執行役員または従業員としての地位を喪失した場合。ただし、退任・定年退職・転籍により地位を喪失した場合は、地位喪失または権利行使期間の開始のいずれか遅い方から 1 年間は権利を行使することができる。
(2) 就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けることが確定した場合。
(3) 死亡した場合。
(4) ②に定める新株予約権割当契約書の規定に違反した場合。
②その他の行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。 |
| 9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額のうち資本組入額 | 未定 |
| 10. 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。 |
| 11. 申込の勧誘の相手方の人数およびその内訳 | 当社取締役、執行役員および従業員 合計 55 名 |

[ご参考] (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 26 年 4 月 24 日
(2) 定時株主総会の決議日 平成 26 年 6 月 13 日

以 上